

3 令和3年における法改正

(1) 発信者情報開示の在り方に関する研究会の設置

本法律の制定から約20年が経過し、インターネット上の権利侵害投稿が増加する中¹⁹、発信者の特定のためには一般的に少なくとも2回の裁判手続が必要になること²⁰から、多くの時間・コストがかかり、救済を求める被害者にとって大きな負担となっていることや、経由プロバイダが保有するアイ・ピー・アドレスなどの通信ログが開示の請求前に消去されてしまうことなどにより、発信者の特定に至らない場合が増加していることなどが指摘されていた。

そこで、令和2年4月、総務省は、インターネット上の情報流通の増加や、情報流通の基盤となるサービスの多様化、それに伴うインターネット上における権利侵害投稿の流通の増加を踏まえ、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律における発信者情報開示制度の見直しに向けた検討を行う「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を設置し、同研究会は同月から検討を開始した。インターネット上の誹謗中傷が社会問題となり、発信者情報開示制度の見直しを求める社会的要請が高まる中²¹、同研究会は、同年8月、「中間とりまとめ」²²を取りまとめた。同「中間とりまとめ」では、前述の発信者情報開示のプロセス

19 例えば、総務省が委託・運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は近年高止まりの傾向にあり、令和元年度の相談件数は、受付を開始した平成22年度の相談件数の約4倍に増加している（「発信者情報開示の在り方に関する研究会」第1回資料1-2）。

20 一般に、①コンテンツプロバイダに対する開示仮処分の申立て、②経由プロバイダに対する発信者情報開示請求の訴え、が必要とされている（後掲「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」4頁参照）。

に多くの時間・コストがかかり、被害者にとって大きな負担となっているという課題に対応するため、例えば、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある一方で、発信者の利益擁護及び手続保障が十分に確保される裁判手続の実現を図る必要があるなどとして、「例えば、法改正により、発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて、非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当」とされた。

(2) 令和2年における省令改正

同研究会の「中間とりまとめ」において、通信ログが一定期間後に消去されることで発信者の特定に至らない可能性があるという問題の解消にも資すると考えられるなどとして、「電話番号」を本法律に基づく開示請求の対象となる発信者情報に追加することを検討すべきであるとの考え方が示された。

総務省では、同「中間とりまとめ」を踏まえて、令和2年8月31日に、発信者情報開示省令を改正し、「発信者の電話番号」を開示の対象となる発信者情報に追加した（同日施行）。

21 例えば、令和2年6月には、自由民主党の「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT」と公明党の「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策検討PT」から、同年7月には、自由民主党の情報通信戦略調査会から、被害者救済の実効性を強化するため発信者情報開示制度を見直すべきとする提言がなされている。

22 「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000705095.pdf)

第7条（発信者情報の開示を受けた者の義務）

（発信者情報の開示を受けた者の義務）

第七条 ① 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、② 当該発信者情報をみだりに用いて、③ 不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

趣旨

本条は、発信者情報の開示を受けた者が当該発信者情報を用いるに当たって負うべき義務を明らかにしたものである。

この規定に違反しても、直ちに刑事罰等の対象になるというわけではないが、この規定に従わない情報の用い方をして、発信者に損害が発生した場合には、名誉権侵害等の不法行為を構成することになり、発信者から責任を追及されることとなる。犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第3条第3項及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）第6条と同趣旨の規定である。

解説

1 趣旨

本条は、第5条第1項又は第2項に規定する発信者情報開示請求権の行使により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報について、法律上認められた被害回復の措置（発信者に対する損害賠

償請求権の行使等)をとる目的以外の目的で用いることにより、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという民事上の義務(濫用禁止義務)を定めたものである。

2 用語の説明

① 「第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者」

本条の義務が課せられる対象は、第5条第1項又は第2項の規定に基づく発信者情報の開示を受けた者である。

② 「当該発信者情報」

ここで発信者情報というのは、現に開示された発信者情報を指すものであるが、ここで不当な用い方を禁止されることとなるのは、開示を受けた情報に限られるものではなく、開示を受けた情報から推測可能な情報や、開示手続の中で知り得た情報等のうち、およそ発信者の特定に資する情報はすべて含む趣旨であり、具体的には、発信者の性別や年齢などが問題となると考えられる。

③ 「不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない」

発信者情報開示請求は、あくまで、特定電気通信上で加害者不明の不法行為が行われた場合に、被害者に加害者を知るための手段を提供し、被害回復を可能にするための制度であるから、それ以外の目的で開示された情報を用いて発信者の名誉権等の権利利益を侵害した場合には、不当に発信者の名誉若しくは生活の平穩を害したということになると解される。具体的には、発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対していやがらせや脅迫等の行為に及んだ場合が考えられる。

「害する行為をしてはならない」とは、民事上の義務を定めた趣旨であるが、この規定に違反して発信者に損害が発生したときは、

第3条（特定発信者情報）

（特定発信者情報）

第三条 法第五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）の総務省令で定める発信者情報は、^①前条第九号から第十三号までに掲げる情報とする。

趣旨

本条は、本法律第5条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる要件に加えて第3号に掲げる補充的な要件を満たす場合に、特定電気通信役務提供者に対して開示を請求することができる「発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの」（特定発信者情報）を規定するものである。

具体的には、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号（第2条第9号）、専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（同条第10号）、専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号（同条第11号）、専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（同条第12号）並びに第9号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（同条第13号）を特定発信者情報として限定列挙している。

なお、本条は、本法律及び第2条と同様に、これらの特定発信者情報の送信や保存を開示関係役務提供者に義務付けるものではない。

解説

〔用語の説明〕

① 「前条第九号から第十三号までに掲げる情報」

本法律第5条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たす場合には、特定発信者情報として、専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号（第2条第9号）、専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号（同条第10号）、専ら侵害関連通信に係るSIM識別番号（同条第11号）、専ら侵害関連通信に係るSMS電話番号（同条第12号）並びに第9号から第12号までに係る開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（同条第13号）の開示を請求することができることとしている。